

SBA規格 履歴に関する説明（制定、改正、確認、廃止）

SBAは、一般社団法人電池工業会（以下BAJという。）定款第4条に基づき技術事項に関する標準を適正かつ合理的に行うこと目的に制定する業界団体規格です。SBAの制定、確認又は改正の日から5年以内に見直しを行い、改正、確認及び廃止の処置を行います。

制定

- ・BAJが規格・指針として必要と認め、新たにSBAとして制定するものです。規格番号の西暦年（コロン（:）の後ろの年）は、制定された年になります。

改正

- ・BAJが当該SBAを年月の経過に伴って改めることが必要と認めたとき、改正されます。規格番号の西暦年（コロン（:）の後ろの年）は、改正された年になります。

確認

- ・BAJが当該SBAを年月の経過してもなお適正であると認めたとき、内容を変更せずに、確認するものです。規格番号の西暦年（コロン（:）の後ろの年）は、直近の制定又は改正された年のままで変更はありません。
注：確認された年にはなりません。

廃止

- ・BAJが当該SBAをその役目を終えたものと認めたとき、廃止されます。
なお、完全に廃止される場合と、規格の統廃合により別のJISに移行される場合があります。